

職場のハラスメント対策

令和4年4月からすべての事業主にパワハラ防止措置が義務付けられており、職場のハラスメント対策は喫緊の課題です。

コロナ禍においては、コロナに関連するハラスメントやリモートハラスメントなど新たな形のハラスメントも問題になっています。

本講座では、ハラスメントに関する基礎知識を再確認するとともに、ハラスメントの予防と対処法について、わかりやすく解説します。

<講義内容>

- ◇ハラスメントの概要
- ◇ハラスメントの現状
- ◇パワハラ防止措置の法制化
- ◇ハラスメントに関する裁判例の動向、予防と対処法

参加無料

令和4年 **12** 月 **6** 日（火） 18:00～20:00

茅ヶ崎市勤労市民会館 6階 A 研修室

茅ヶ崎駅より徒歩5分（詳細は裏面参照）

講師

成蹊大学法学部教授 **原 昌登 氏**

対象

人事労務担当者、労働者など、どなたでも

定員

30名 事前申込制（先着順） ※申込期限 12/5（月）

申込方法

電話（0463-22-2711（代））

ファクシミリ（裏面の申込書）

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/>

かながわ労働センター湘南支所

検索

共催：神奈川県かながわ労働センター湘南支所（申込・問合せ 0463-22-2711（代））、茅ヶ崎市
後援：平塚商工会議所、藤沢商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会

**「職場のハラスメント対策」
特定課題講座（茅ヶ崎市）受講申込書**



神奈川県かながわ労働センター湘南支所 宛

ふりがな 氏名※		連絡先電話番号※ (昼間連絡のとれる番号)	
住所 (市区町村名のみ)	市 町 村	区	受講者区分 (該当の数字に○印) 1 人事・労務担当者 2 労働者 3 その他
当講座をどちらでお知りになりましたか (○印) 1. 県ホームページ、2. 市ホームページ、3. 市広報紙、4. 県から直送されたチラシ、 5. 商工会議所会報の同封チラシ、6. メールマガジン(発行元：)、 7. 配架チラシ(入手場所：)、8. その他 ()			

※は必須事項 (必ず御記入ください)

申込は先着順です。定員を超え、参加いただけない場合のみ御連絡します。

連絡がない場合は御参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。

【受講にあたっての注意事項】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付時の検温、入室時の手指の消毒、会場内でのマスクの着用等の感染症対策への御協力をお願いいたします。
- 発熱、咳、のどの痛みなど風邪の症状や倦怠感があるなどの体調が優れない方、新型コロナウイルス感染の疑いのある方は受講を御遠慮ください。
- 御記入いただいた個人情報は、本講座に関してのみ利用し、目的外には利用しません。ただし、新型コロナウイルス感染症等に関連して、会場の施設管理者や保健所等の公的機関に受講者氏名、電話番号等の必要な情報提供をする場合がありますので、御了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況、交通機関の運行の影響、災害等のやむを得ない事情によって、本講座の開催を中止する場合があります。最新の情報は、「かながわ労働センター湘南支所ホームページ」でお知らせします。

会場案内：茅ヶ崎市勤労市民会館 6階 A 研修室

所在地 茅ヶ崎市新栄町 13-32

- JR茅ヶ崎駅北口下車 徒歩5分
- 駐車場がございませんので、お車での御来場は御遠慮ください。

